





都道府県における地域生活定着支援センター設置（指定）に関する留意点及び要望等について

長崎県地域生活定着支援センター

「地域生活定着支援センター（仮称）」が、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者へ必要な支援を提供するには、以下の条件を備えていることが肝要となる。

1. 「地域生活定着支援センター」は、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者を受け入れる福祉施設へ助言・指導の役割を担い、対象者の処遇プログラムを支援する立場であることから中立・公正な立場であること。
2. 出所後の一時的な支援（コーディネート、橋渡し等）に止まるのではなく、長期的視野に立った中立・公正なケアマネジメントを行う体制であること。

この視点を踏まえ、都道府県での「地域生活定着支援センター」の設置（指定）にあたっては、以下の要件を留意されたく要望する。

1. 利害関係が発生する「地域生活定着支援センター」と受け入れ福祉施設を同一法人が運営することは基本的に望ましくない。又は緊急の場合を除いて同一法人の入所施設等では受け入れない（「地域生活移行個別支援特別加算」および基金事業によって発生する利益の供与の防止のため）
2. 地域生活移行の実績がなく、入所施設のみを運営する法人が「地域生活定着支援センター」を運営する事は望ましくない。（対象者の自己選択・自己実現と「囲い込み」による入所施設の延命化の防止）
3. 「地域生活定着支援センター」の運営は、同一の相談員による途切れない支援が可能な法人へ委託する事が望ましい。（異動等のため行政直轄の運営は望ましくない）
4. 「地域生活定着支援センター」は業務の特性上、中立・公正な役割の明確化と個人情報管理への安心感が求められる。したがって、都道府県においては拠点となる場所（事務所）は都道府県等が管理する公的建物を提供（賃貸）されたい。

福祉の支援を必要とする矯正施設等の退所者が入所施設を利用する場合の留意点

長崎県地域生活定着支援センター

考え方

福祉の支援を必要とする矯正施設等の退所者の福祉サービス利用については様々な議論があるが、厚生労働科学研究（田島班）におけるモデル的実践の積み上げの結果、共通の考え方に立った、入所施設利用対象者の一定の基準を設けることが人権上においても肝要である。まず重要な考え方の視点としては次のとおりである。

1. 再犯防止という社会防衛上の一面ではなく、「普通の場所で普通の暮らしを」の地域生活支援という支援者側の捉え方が前提である。
2. 矯正施設等の退所者は福祉施設（入所）に対して、「知らない」ということもあり、特定の不安のイメージを持っている者が多く、精神的な拒否感がある。（「いつ、出られるのか」が不明確）
3. 犯罪そのものより、犯罪の背景、要因、環境等の外的問題性（要因性）を重視した見方が必要である。
4. 入所施設の現状を踏まえ、長期的な視野で推し量ると、将来的に「第2の矯正施設化」という実態も考えられる。
5. 罪を償った人達である。行き場がないとしても、個々を問わず入所施設の利用が前提になると自己選択、自己決定の道が閉ざされ、人権無視に値する。
6. 地域移行の実績等が全く無く、一法人・一入所施設の運営しか取り組んでいない福祉施設の利用は好ましくない。

以上、福祉の支援者としては、上記の事を考慮し、無目的で短絡的な入所施設利用を前提とすべきではなく、対象者の一定の利用基準を法的に確立する必要があると考える。また、その利用期間は一定期間の有期限とすべきである。

以下、入所施設の利用対象者の基準である。

1. 犯罪性が進んでおり、問題性、要因から観察し、更生まで長期に時間を要する者
2. 重罪を犯し、更生まで長期に時間を要する者
3. 矯正施設等を退所後、すぐの社会生活を営むことが困難だと判断されるような罪を犯した者
4. 精神保健福祉法第26条通知に該当し、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者で、医療機関が、福祉施設入所が適当と認めた者
5. 犯罪を誘発する刺激（薬物、アルコール等）から離すため、地域社会から一定期間距離を置いた方がよい者
6. 60歳未満で上記の基準に該当する者（60歳以上の者は入所施設利用は不可）

長崎県地域生活定着支援センター運営推進委員会設置要綱

社会福祉法人 南高愛隣会
長崎県地域生活定着支援センター

（目的）

第1条 長崎県地域生活定着支援センター運営推進委員会（以下「運営推進委員会」）は、長崎県に設置する長崎県地域生活定着支援センターが行う事業を効果的に運営するため、関係機関の支援・連携の強化促進を図り、矯正施設等から出所する罪を犯した障害者等の地域生活並びに就労の実現と安定に資する事を目的とする。

（構成）

第2条 運営推進委員会は、次の機関をもって構成する。尚、運営推進委員会にはオブザーバーを設けることができる。

- (1) 長崎県福祉保健部
- (2) 長崎県医師会
- (3) 長崎県弁護士会
- (4) 長崎子ども・女性・障害者支援センター
- (5) 長崎県発達障害者支援センター
- (6) 社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会
- (7) 長崎県民生委員児童委員協議会
- (8) 長崎労働局職業安定部
- (9) 長崎公共職業安定所
- (10) 長崎障害者職業センター
- (11) 長崎保護観察所
- (12) 長崎県保護司会連合会
- (13) 長崎県更生保護施設連盟
- (14) 長崎県更生保護職業補導協議会連盟
- (15) 長崎県精神障害者社会復帰施設協会
- (16) 社団法人長崎県身体障害者福祉協会連合会
- (17) 社団法人長崎県手をつなぐ育成会
- (18) 長崎市福祉保健部
- (19) 社会福祉法人 長崎市社会福祉協議会
- (20) 長崎市民生委員児童委員協議会
- (21) 諫早市健康福祉部
- (22) 社会福祉法人 諫早市社会福祉協議会
- (23) 一般社団法人若者自立支援長崎ネットワーク
- (24) 社会福祉法人 南高愛隣会
- (25) 長崎県地域生活定着支援センター

オブザーバー 福岡矯正管区
九州地方更生保護委員会

（事業内容）

第3条 運営推進委員会は、次のことについて協議する。

- (1) 長崎県地域生活定着支援センターの事業計画等について
- (2) 長崎県地域生活定着支援センターの事業運営状況の課題点等について
- (3) 矯正、更生保護、福祉、労働、医療等との連携のあり方等について
- (4) 国に対する問題提起等について
- (5) 特別な処遇困難事例が発生した場合の解決策等について
- (6) その他、情報(意見)交換等

（運営推進委員会）

第4条 運営推進委員会は年に3回開催し、その他必要に応じて、社会福祉法人南高愛隣会が招集する。

参考資料-5 関連機関一覧

(事務局)

第5条 運営推進委員会の事務局は、長崎県地域生活定着支援センター(長崎県総合福祉センター内)に置く。

(守秘義務)

第6条 委員は、運営推進委員会において知り得た個人の情報において、十分に考慮し秘密保持を厳守しなければならない。

(運営主体)

第7条 運営推進委員会の運営は、社会福祉法人南高愛隣会が行う。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営推進委員会の運営について必要な事項は事務局が提起し、運営推進委員会で定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月19日より施行する。

矯正管区

施設名	〒	所在地	電話番号
札幌矯正管区	007-0801	北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5	011-783-3911
仙台矯正管区	984-0825	宮城県仙台市若林区古城3-23-1	022-286-0111
東京矯正管区	330-9723	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館	048-600-1500
名古屋矯正管区	461-0011	愛知県名古屋市中区白壁1-15-1名古屋合同庁舎第3号館	052-971-5961
大阪矯正管区	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前4-1-67大阪合同庁舎第2号館別館	06-6941-5751
広島矯正管区	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎4号館	082-223-8161
高松矯正管区	760-0033	香川県高松市丸の内1-1高松法務合同庁舎	087-822-4455
福岡矯正管区	813-0036	福岡県福岡市東区若宮5-3-53	092-661-1137

刑事施設(刑務所、少年院)

施設名	〒	所在地	電話番号
札幌刑務所(女子刑務所)	007-8601	北海道札幌市東区東苗穂2条1-5-1	011-781-2011
旭川刑務所	071-8153	北海道旭川市東鷹栖3線20-620	0166-57-2511
帯広刑務所	089-1192	北海道帯広市別府町南13-33	0155-48-7111
網走刑務所	093-0088	北海道網走市三眺	0152-43-3167
月形刑務所	061-0595	北海道樺戸郡月形町1011	0126-53-3060
函館少年刑務所	042-8639	北海道函館市金堀町6-11	0138-51-0185
青森刑務所	030-0111	青森県青森市荒川字藤戸88	017-739-2101
宮城刑務所	984-8523	宮城県仙台市若林区古城2-3-1	022-286-3111
秋田刑務所	010-0948	秋田県秋田市川尻新川町1-1	018-862-6581
山形刑務所	990-2162	山形県山形市あけぼの2-1-1	023-686-2111
福島刑務所	960-8254	福島県福島市南沢又字上原1	024-557-2222
福島刑務支所	960-8536	福島県福島市南沢又字水門下66	024-557-3111
盛岡少年刑務所	020-0102	岩手県盛岡市上田字松屋敷11-11	019-662-9221
水戸刑務所	312-0033	茨城県ひたちなか市市毛847	029-272-2424
栃木刑務所(女子刑務所)	328-8550	栃木県栃木市惣社町2484	0282-27-1885
黒羽刑務所	324-0293	栃木県大田原市寒井1466-2	0287-54-1191
喜連川社会復帰促進センター	329-1493	栃木県さくら市喜連川5547	028-686-3111
前橋刑務所	371-0805	群馬県前橋市南町1-23-7	027-221-4247
千葉刑務所	264-8585	千葉県千葉市若葉区貝塚町192	043-231-1191
市原刑務所	290-0204	千葉県市原市磯ヶ谷11-1	0436-36-2351
八王子医療刑務所	192-0904	東京都八王子市子安町3-26-1	042-622-6188
府中刑務所	183-8523	東京都府中市晴見町4-10	042-362-3101
横浜刑務所	233-8501	神奈川県横浜市港南区港南4-2-2	045-842-0161
横須賀刑務支所	239-0826	神奈川県横須賀市長瀬3-12-3	046-842-4977
新潟刑務所	950-8721	新潟県新潟市江南区山二ツ381-4	025-286-8221
甲府刑務所	400-0056	山梨県甲府市堀之内町500	055-241-8311
長野刑務所	382-8633	長野県須坂市馬場町1200	026-245-0900
静岡刑務所	420-0801	静岡県静岡市葵区東千代田3-1-1	054-261-0117
川越少年刑務所	350-1162	埼玉県川越市大字南大塚1508	049-242-0222
松本少年刑務所	390-0871	長野県松本市桐3-9-4	0263-32-3091
富山刑務所	939-8251	富山県富山市西荒屋285-1	076-429-3741
金沢刑務所	920-1182	石川県金沢市田上町公1	076-231-4291
福井刑務所	918-8101	福井県福井市一本木町52	0776-36-3220
岐阜刑務所	501-1183	岐阜県岐阜市則松1-34-1	058-239-9821
笠松刑務所(女子刑務所)	501-6095	岐阜県羽島郡笠松町中川町23	058-387-2175
岡崎医療刑務所	444-0823	愛知県岡崎市上地4-24-16	0564-51-9629
名古屋刑務所	470-0208	愛知県西加茂郡三好町ひばりヶ丘1-1	0561-36-2251
三重刑務所	514-0837	三重県津市修成町16-1	059-228-2161
滋賀刑務所	520-8666	滋賀県大津市大平1-1-1	077-537-3271
京都刑務所	607-8144	京都府京都市山科区東野井ノ上町20	075-581-2171
大阪刑務所	590-0014	大阪府堺市堺区田出井町6-1	072-238-8261
大阪医療刑務所	590-0014	大阪府堺市堺区田出井町8-80	072-228-0145
神戸刑務所	674-0061	兵庫県明石市大久保町森田120	078-936-0911
加古川刑務所	675-0061	兵庫県加古川市加古川町大野1530	079-424-3441
播磨社会復帰促進センター	675-1297	兵庫県加古川市八幡町宗佐544	079-430-5503
和歌山刑務所	640-8507	和歌山県和歌山市加納383	073-471-2231
姫路少年刑務所	670-0028	兵庫県姫路市岩端町438	079-296-1020
奈良少年刑務所	630-8102	奈良県奈良市般若寺町18	0742-22-4961
鳥取刑務所	680-1192	鳥取県鳥取市下味野719	0857-53-4191
松江刑務所	690-8554	島根県松江市西川津町67	0852-23-2222
島根あさひ社会復帰促進センター	697-0492	島根県浜田市旭町丸原380-15	0855-45-8171
岡山刑務所	701-2141	岡山県岡山市牟佐765	086-229-2531
広島刑務所	730-8651	広島県広島市中区吉島町13-114	082-241-8601
尾道刑務支所	722-0041	広島県尾道市防地町23-2	0848-37-2411
山口刑務所	753-8525	山口県山口市松美町3-75	083-922-1450
岩国刑務所(女子刑務所)	741-0061	山口県岩国市錦見6-11-29	0827-41-0136
美祿社会復帰促進センター	750-0693	山口県美祿市豊田前町麻生下10	0837-57-5131

更生保護施設

施設名	〒	所在地	電話番号
大谷染香苑	065-0043	北海道札幌市東区苗穂町2-2-5	011-731-5505
札幌大化院	060-0061	北海道札幌市中央区南1条西17-1-13	011-611-0407
函館創生会	040-0025	北海道函館市堀川町13-2	0138-52-1391
旭川保護会	070-0039	北海道旭川市九条通2-1485	0166-22-3907
釧路慈徳会	085-0833	北海道釧路市宮本2-9-6	0154-41-6400
十勝自営会	080-0802	北海道帯広市東二条南14-1	0155-23-3723
網走慈恵院	093-0045	北海道網走市大曲1-1-1	0152-43-2230
北見更生保護会	090-0811	北海道北見市泉町3-6-40	0157-25-4149
あすなる	030-0861	青森県青森市長島1-3-28	017-734-6211
岩手保護院	020-0877	岩手県盛岡市下ノ橋町2-25	019-622-2806
宮城東華会	982-0842	宮城県仙台市太白区越路15-6	022-223-3964
秋田至仁会	010-0029	秋田県秋田市榎山川口境22-12	018-832-5787
羽陽和光会	990-0833	山形県山形市春日町7-5	023-645-2875
至道会	960-8003	福島県福島市森合字山ノ下4-2	024-557-2656
有光苑	312-0033	茨城県ひたちなか市大字市毛858-36	029-272-6370
尚徳有隣会	320-0864	茨城県宇都宮市住吉町10-16	028-633-6431
栃木明德会	328-0032	茨城県栃木市神田町3-14	0282-22-1171
群馬県仏教保護会	371-0025	群馬県前橋市紅雲町1-24-6	027-221-3376
清心寮	336-0064	埼玉県さいたま市浦和区岸町7-12-19	048-837-1755
千葉県帰性会	264-0023	千葉県千葉市若葉区貝塚町27	043-231-1610
更新会	169-0051	東京都新宿区西早稲田1-21-1	03-5286-8191
興楽会	174-0071	東京都板橋区常盤台3-13-5	03-3960-0204
斉修会	169-0073	東京都新宿区百人町1-4-12	03-3200-7151
慈済会	116-0001	東京都荒川区町屋7-11-7	03-3892-4750
新興会	171-0044	東京都豊島区千早1-36-20	03-3957-2891
真哉会	120-0015	東京都足立区足立2-51-6	03-3886-2951
静修会（足立寮）	120-0046	東京都足立区小台2-43-5	03-3911-3377
静修会（荒川寮）	116-0002	東京都荒川区荒川4-17-1	03-3891-5750
清和会	123-0853	東京都足立区本木2-15-16	03-3887-8323
善隣厚生会	151-0071	東京都渋谷区本町2-47-5	03-3377-3705
東京実華道場（ステップ竜岡）	113-0034	東京都文京区湯島4-8-15	03-3811-2853
東京実華道場（ステップ押上）	130-0002	東京都墨田区業平2-10-11	03-3624-2735
東京保護観察協会（敬和園）	165-0023	東京都中野区江原町2-6-5	03-3951-7669
日新協会	116-0012	東京都荒川区東尾久2-23-21	03-3892-2431
両全会	151-0052	東京都渋谷区代々木神園町3-40	03-3468-1639
鶴舞会	194-0004	東京都町田市鶴間371	042-796-7573
安立園	183-0057	東京都府中市晴見町1-13-5	042-368-7211
自愛会	192-0904	東京都八王子市子安町2-1-18	0426-42-4941
八興社	186-0002	東京都国立市東2-18-2	042-572-6196
柴翠苑	193-0932	東京都八王子市緑町78-1	0426-22-6024
まこと寮	234-0053	神奈川県横浜市港南区日野中央1-3-32	045-842-5534
横浜力行舎	235-0011	神奈川県横浜市磯子区丸山1-19-20	045-751-0795
川崎自立会	210-0847	神奈川県川崎市川崎区浅田1-4-2	044-322-2154
報徳更生寮	250-0001	神奈川県小田原市扇町1-6-25	0463-34-4049
新潟県保護会	951-8133	新潟県新潟市川岸町3-17-28	025-266-8125
山梨以徳会	400-0867	山梨県甲府市青沼2-22-1	055-233-4901
長野司法厚生協会	380-0873	長野県長野市大字西長野592-3	026-232-2434
松本保護会	390-0801	長野県松本市美須々7-8	0263-32-2230
静岡県勸善会	422-8072	静岡県静岡市駿河区小黑2-1-25	054-286-1094
少年の家	420-0947	静岡県静岡市葵区堤町914-60	054-271-5896
富山養得園	939-8271	富山県富山市太郎丸西町1-17-7	076-421-2690
徳風苑	920-0934	石川県金沢市宝町1-16	076-231-7042
福井福田会	910-0015	石川県福井市二の宮2-3-8	0776-23-1204
岐阜県共助会	500-8815	岐阜県岐阜市梅河町2-1	058-263-0703
洗心之家	501-1106	岐阜県岐阜市大字石谷字南山770-22	058-235-7958
愛知自啓会	463-0067	愛知県名古屋市中区守山2-14-31	052-793-7214
中協園	461-0011	愛知県名古屋市中区白壁2-20-18	052-953-1410
立正園	463-0021	愛知県名古屋市中区大字大森字八龍2367-104	052-798-0303
岡崎自啓会	444-0840	愛知県岡崎市戸崎町字牛転10	0564-51-5226
徳永会大徳塾	471-0046	愛知県豊田市本新町7-50-1	0565-32-5211
東三更正保護会	440-0853	愛知県豊橋市佐藤3-22-1	0532-61-5186
三重県保護会	514-0806	三重県津市上弁財町11-11	059-228-3493
滋賀好善会	520-0837	滋賀県大津市中庄2-1-48	077-524-3426
京都保護育成会	615-0033	京都府京都市右京区西院寿町20	075-311-9611
西本願寺白光荘	616-8074	京都府京都市右京区太秦安井二条裏町12-6	075-802-2506
盟親	604-8803	京都府京都市中京区六角通大宮西入因幡町112-4	075-811-8817
和衷会	530-0024	大阪府大阪市北区山崎町5-10	06-6361-2716
愛正会	532-0012	大阪市淀川区木川東1-9-6	06-6301-2309
宝珠園	590-0017	大阪府堺市北田出井町3-3-30	072-232-1714
泉州寮	598-0071	大阪府泉佐野市鶴原1-4-6	0724-62-1092
神戸学而園	652-0041	兵庫県神戸市兵庫区湊川町10-5-20	078-511-4611
播磨保正会	670-0095	兵庫県姫路市新在家1-6-21	0792-92-5446
姫路薬師寮	670-0052	兵庫県姫路市今宿字池の内1793-2	0792-92-2388

施設名	〒	所在地	電話番号
至徳会	630-8102	奈良県奈良市般若寺町264-2	0742-23-3574
端正会	640-8341	和歌山県和歌山市黒田266	073-471-3681
鳥取県更生保護給産会	680-0824	鳥取県鳥取市行徳3-815	0857-22-4884
島根更生保護会	690-0872	島根県松江市奥谷町306-1	0852-21-5383
備作恵済会古松園	700-0915	岡山県岡山市鹿田本町2-7	086-225-2475
美作自修会	708-0022	岡山県津山市山下46-28	0868-22-2087
ウィズ広島	730-0822	広島県広島市中区吉島東1-1-18	082-241-1534
呉清明園	737-0817	広島県呉市上二河町6-16	0823-21-5933
山口更正保護会	753-0052	山口県山口市三和町11-41	083-924-6016
たちばな会	750-0043	山口県下関市東神田町1-10	0832-22-1355
徳島自立会	770-0872	徳島市北沖洲2-8-27	088-664-0452
讃岐修斉会	763-0091	丸亀市川西町北1657	0877-22-8197
愛媛県更生保護会	790-0056	松山市土居田町280-1	089-972-0714
高坂寮	780-0056	高知市北本町1-3-3	088-872-2053
福岡梅香会	810-0063	福岡県福岡市中央区唐人町3-3-29	092-721-6801
福岡弥生寮	814-0014	福岡県福岡市早良区弥生2-4-31	092-821-2187
福正会	814-0006	福岡県福岡市早良区百道1-3-13	092-821-2723
恵辰会	811-2113	福岡県糟屋郡須恵町大字須恵117-16	092-932-0187
筑豊宏済会	820-0044	福岡県飯塚市大字横田字庄の町18-2	0948-29-5246
湧金寮	802-0821	福岡県北九州市小倉北区鑄物師町10-11	093-561-0928
佐賀県恒産会	840-0853	佐賀県佐賀市長瀬町7-10	0952-23-4202
長崎啓成会	851-0251	長崎県長崎市田上2-12-35	095-822-6015
佐世保白雲	857-1164	長崎県佐世保市白岳町730-1	0956-31-6724
熊本自営会	862-0970	熊本県熊本市渡鹿6-6-45	096-366-3500
豊洲保護会	870-0816	大分県大分市田室町4-10	097-543-2441
みやざき青雲	880-0877	宮崎県宮崎市宮脇町72	0985-22-4643
草牟田寮	890-0014	鹿児島県鹿児島市草牟田1-19-53	099-222-5459
沖縄県更生保護会	903-0804	沖縄県那覇市首里石嶺町3-325	098-884-4073

平成20年度 厚生労働省社会福祉推進事業
「受刑者及びその家族の不安を軽減し、社会的困窮者を包み込む為の地域生活支援協働モデル事業」
地域生活定着支援センター 運営の手引き（平成20年度版）

編集・発行責任者 社会福祉法人 南高愛隣会（コロニー雲仙）
理事長 田島良昭
〒859-1215 長崎県雲仙市瑞穂町古部甲1572
TEL 0957-77-2137 FAX 0957-77-3966
E-mail:unzen@airinkai.or.jp URL http://www.airinkai.or.jp

印刷所 後藤印刷

